

一般社団法人 日本呼吸器内視鏡学会
呼吸器内視鏡研究助成選考規約

(総則)

第1条 本会に若手研究者の育成を目的とした呼吸器内視鏡研究助成（Grant for Respiratory Endoscopy Research）を設ける。

第2条 本助成は気管支鏡をはじめとする呼吸器内視鏡に関する以下の分野の研究に対して選考の上、助成を行う。

- 1) 呼吸器内視鏡に関する臨床研究、ただし基礎研究のみの研究は対象外とする。
- 2) 気管支鏡レジストリデータベース等を用いる疫学研究。
- 3) その他、選考委員会が特に必要と認める研究。

第3条 本助成は日本呼吸器内視鏡学会の一般会計により支給される。

第4条 助成金は1件50万、特に有望な場合は1件100万円（年間1件に限る）とし、年に2-3件程度を助成する。

第5条 応募者は2年以上の会員歴を有し、応募する年の12月末日にて45歳未満の本学会正会員で、評議員または所属長の推薦を必要とする。

第6条 助成の対象期間は助成金が支給された月（毎年7月ころ）から1年とする。

第7条 助成を受けたものは、本学会学術集会で研究成果を発表し、研究年限経過後6ヶ月以内に研究経過報告書を提出する。

研究成果は原則として、英文で発表する。可能であれば、本学会英文誌への発表（原著、総説など形式は不問）を推奨する。

研究成果を論文発表する際には、本助成を受けたことを論文内で明示し、発表論文のPDFの提出を義務づける。

本研究助成制度の成果を広報する目的で、発表論文に関する情報（タイトル、著者、雑誌名、巻号頁等）を本学会英文誌ならびに邦文誌に掲載する。

(選考)

第8条 助成候補となる研究は、本学会会員が主導して行う研究とし、応募時には研究成果が未公表のものとする。

第9条 過去に本助成を受けた者、および既に国立研究開発法人日本医療研究開発機構や日本学術振興会などの公的助成を受けている研究は、助成の対象としない。

第10条 所属施設の審査機関の承認を得ていない応募課題は助成の対象とはしない。利益相反事項に関する審査の必要性の有無および重大な利益相反事項の有無の判断については所属機関の判断に負う。

第11条 本助成に応募するものは、申請書を本学会事務所気付理事長あて(表書に呼吸器内視鏡研究助成応募書類と明記のこと)に、3月末日までに送付する。

第12条 本助成候補者は、学術委員会にて選考し、理事会で決定し評議員会に報告する。

第13条 この学術委員会における選考の議長は、原則として学術委員長がこれにあたる。ただし、学術委員長が関わる研究の応募の場合には、副委員長がこれにあたる。

(規約の修正および改定)

第14条 本規約の修正及び改定は、理事会の審議承認を得なければならない。

附則

1. 本規約は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。